

事 務 連 絡

平成 28 年 5 月 12 日

各都道府県障害保健福祉主管課 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部企画課

平成 28 年熊本地震被災区域における介護給付費等及び障害児通所給付費等の支給決定及び障害支援区分の認定における有効期間の延長に伴う国保連システムの対応について

標記については、特定被災区域内(※1)において、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく障害福祉サービス等の介護給付費等の支給の有効期間(以下「支給決定等有効期間」という。)及び障害支援区分の認定の有効期間(以下「障害支援区分有効期間」という。)の満了日を平成 28 年 9 月 30 日とすることとした(※2)ところであるが、国保連システムの対応については、下記のとおりとしたので、遺漏なきよう取り計らわれたい。

また、管内市町村及び国民健康保険団体連合会に周知されたい。

#### 記

特定被災区域内(※1)において、平成 28 年 4 月 14 日から平成 28 年 9 月 29 日までの間に支給決定等有効期間及び障害支援区分有効期間が満了する受給者については、有効期間満了日の翌日から、平成 28 年 9 月 30 日までの異動連絡票情報を作成し、当該データを国保連へ送付する。

1. 支給決定情報の設定にあたっては、別添 1 に示した方法を参考とされたい。
2. サービスごとの「決定支給期間」欄については、別添 2 の「最長期間」を超える期間を入力したデータを国保連に送信すると、エラーが発生し、正常に登録されないので、留意されたい。
3. 以下の点検結果におけるエラーコードについて、特定被災区域内(※1)の請求等において暫定的に「警告」として処理するのでご了承おき願いたい。

・EG13: 資格: 該当サービスが支給決定有効期間外の受給者です

・EG88: 資格: 障害支援区分認定有効期間外の受給者です

(※1) 特定被災区域内……平成 28 年熊本地震に際し、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号)が適用された市町村の区域。

(※2) 平成 28 年 5 月 9 日付け事務連絡「平成 28 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等について」を参照。

#### 【連絡先】

厚生労働省 社会・援護局

障害保健福祉部企画課 給付管理係

鈴木、山本

TEL: 03-5253-1111 (内線: 3009)

E-mail: [syougaisystem@mhlw.go.jp](mailto:syougaisystem@mhlw.go.jp)